

資 料 編

1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

開催年月日		内 容
平成 26 年	6 月 6 日	平成 26 年度第 1 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①日常生活圏域ニーズ調査結果について ②石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画策定委託業務について ③介護保険制度の改正(案)について (2) 諮問第 1 号 石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画の策定について
	7 月 25 日	平成 26 年度第 2 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①平成 25 年介護保険事業等の状況について ②平成 25 年度一般会計及び介護保険事業特別会計決算見込みについて ③日常生活圏域ニーズ調査と施策範囲について (2) 審議事項 ①第 6 期介護保険事業計画について
	10 月 1 日	平成 26 年度第 3 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①第 6 期介護保険事業計画について
	10 月 24 日	平成 26 年度第 4 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について ・第 6 期介護保険事業計画骨子(案)について ・介護サービス基盤整備(案)について
	11 月 11 日	平成 26 年度第 5 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①平成 26 年度(上半期)包括ケア推進室・包括ケアセンターの主な活動について (2) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画について
平成 27 年	2 月 13 日	平成 26 年度第 6 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①パブリックコメントの実施結果について ②介護報酬引き下げ等に伴う第 6 期介護保険事業計画(案)の見直しについて ③第 6 期介護保険事業計画(案)の文言修正について ④市長への答申について

2 石巻市介護保険条例

抜 粋

平成17年4月1日

条例第165号

(審議会の設置等)

第14条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、石巻市介護保険運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険の運営に関する事項

(組織)

第15条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 7人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 3人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 7人

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の運営に関する委任)

第18条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期：平成26年7月5日～平成29年7月4日

区分	氏名	地区名	役職名
1号委員	あい ざわ まさ すけ 相 澤 政 助	石巻地区	石巻市老人クラブ連合会副会長
	すえ なが すずむ 末 永 晋	河南地区	河南地区民生委員児童委員協議会会長
	さくら い よし こ 櫻 井 美 子	河北地区	河北地区民生委員児童委員協議会会長
	たか はし 高 橋 とよみ	桃生地区	
	はた やま かん りょう 畑 山 貫 梁	雄勝地区	雄勝地区民生委員児童委員協議会会長
	おお うち こう いち 大 内 耕 一	北上地区	北上地区民生委員児童委員
	あ べ ただ かつ 阿 部 忠 勝	牡鹿地区	
2号委員	は が のぶ ゆき 芳 賀 信 幸		石巻専修大学理工学部教授
	すず き ひろし 鈴 木 廣		石巻市医師会理事
	く が えみ こ 久 我 恵美子		石巻市国際交流協会会長
3号委員	わた なべ かず お 渡 辺 一 男	石巻地区	特別養護老人ホーム和香園施設長
	えん どう さ なえ 遠 藤 早 苗	河南地区	特別養護老人ホーム花水木施設長
	ひ の さとし 日 野 智	河北地区	石巻市社会福祉協議会河北支所長
	あ べ とし かつ 阿 部 敏 一	桃生地区	せんだんの杜ものう総合施設長
	はら りつ こ 原 律 子	雄勝地区	特別養護老人ホーム雄心苑施設長
	あ べ よし じ 阿 部 喜 治	北上地区	特別養護老人ホームきたかみ施設長
	すず き しず え 鈴 木 静 江	牡鹿地区	特別養護老人ホームおしか清心苑施設長

※介護保険条例第15条第2項の規定による委員については下記のとおりです。

1号委員：被保険者を代表する者

2号委員：介護に関する学識又は経験を有する者

3号委員：介護サービスに関する事業に従事する者

4 認知症に関する日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省